

公有財産売却公告

鉾田市公告

下記業務について、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 11 日

鉾田市長 岸田 一夫

1 売却対象物件

【動産：車両】

物件番号	名称	予定価格	入札保証金
消防車-1	消防ポンプ車 ダイナ（H6 登録 走行距離：17796 k m）※一時抹消登録済	275,000 円	27,500 円
消防車-2	消防ポンプ車 ランドクルーザー（初年度登録：平成 15 年/走行距離：9472 k m）※一時抹消登録済	1,100,000 円	110,000 円
消防車-3	消防ポンプ車 ランドクルーザー（初年度登録：平成 10 年/走行距離：7851 k m）※一時抹消登録済	880,000 円	88,000 円
消防車-4	消防ポンプ車 ランドクルーザー（初年度登録：平成 8 年/走行距離：7716 k m）※一時抹消登録済	880,000 円	88,000 円
消防車-5	消防ポンプ車 ランドクルーザー（初年度登録：平成 14 年/走行距離：7720 k m）※一時抹消登録済	1,100,000 円	110,000 円
消防車-6	消防ポンプ車 ランドクルーザー（初年度登録：平成 12 年/走行距離：8402 k m）※一時抹消登録済	1,100,000 円	110,000 円
消防車-7	消防積載車 ダイナ（初年度登録：平成 14 年/走行距離：10387 k m）※一時抹消登録済	220,000 円	22,000 円
消防車-8	消防積載車 ダイナ（初年度登録：平成 14 年/走行距離：10325 k m）※一時抹消登録済	220,000 円	22,000 円
消防車-9	消防積載車 ダイナ（初年度登録：平成 14 年/走行距離：11926 k m）※一時抹消登録済	220,000 円	22,000 円

2 入札参加資格

公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者又は同条第 2 項各号に規定する者
- (2) 鉾田市公有財産等インターネット入札実施規程第 9 条に規定する参加仮申込の時点で 18 歳未満の者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者
- (5) 売払物件に関する事務に従事している者
- (6) 入札手続きについて日本語を完全に理解できない者
- (7) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）のない者
- (8) 鉾田市公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及びシステム提供法人が定める売却システムに関連する利用規約等に同意しない者
- (9) 前各号に定めるもののほか、物件ごとに定めた要件を満たしていない者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

3 入札参加申請等

一般競争入札に参加しようとするものは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム（以下「売却システム」という。）の画面上で公有財産売却の参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

システムでの仮申し込み手続き完了後、令和 7 年 9 月 29 日（月）までに郵送または持参の方法で所定の申込書により鉾田市役所財政課契約係に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。（郵送の場合は、令和 7 年 9 月 29 日必着。）

4 売却物品の公開の時期及び場所

(1) 日 時：令和 7 年 9 月 19 日（金）及び令和 7 年 9 月 22 日（月）

午前 10 時から午後 3 時まで

但し、荒天や災害が発生した場合には、公開日を変更する。

(2) 場 所：保管場所が物件ごとに異なるため予約時に連絡する。

※ご覧になる場合は、希望日の前日午後 5 時までに危機管理課へ事前に連絡をすること。なお、公開期間に当該売却物件を確認していなくても入札には参加できるが、当該案件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

5 入札方法等

(1) 入札方法：売却システム上で入札価格を登録すること。

・この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 提出期限：令和 7 年 10 月 21 日（火）13 時 必着

(3) その他：銚田市公有財産等インターネット入札実施規程等関係法令を遵守すること。

6 開札

開札日時：令和 7 年 10 月 21 日 13 時 00 分

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとするものは、銚田市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。なお入札保証金納付に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金については、物件の売払いに係る契約を締結すべき者（落札者が受任者の場合は委任者、共同入札代表者の場合は共同入札者全員、それ以外の場合は落札者本人。以下「契約者」という。）が契約を締結したときに、その契約保証金に全額充当するものとする。

(3) 落札者以外の入札者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還するものとする。

(4) 銚田市の定める期日までに落札者が契約の締結に応じないときは、落札決定を取り消すものとし、入札保証金は没収するものとする。

8 落札者の決定方法

(1) 入札期間終了後、銚田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品

区分) ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格) 以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選) で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称) とみなします。

9 契約の締結

- (1) 落札者は開札日から 5 日以内(土日祝含む)に、銚田市が定めた契約保証金(予定価格の 100 分の 10) を納付の上、契約を締結しなければならない。

10 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和 7 年 11 月 4 日(火) 14 時 30 分までに、銚田市の指定する口座への銀行振込または銚田市が用意する納付書による納付により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を令和 7 年 11 月 4 日(火) 14 時 30 分までに、銚田市の指定する口座への銀行振込または銚田市が用意する納付書による納付により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

11 入札の無効

- (1) 本公告に示した参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びにガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

12 物件の引き渡し

- (1) 売却物件の権利移転については、売却代金が完納したときに契約者に移転するものとする。なお、引き渡しに係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 その他

- (1) 入札参加者は、KSI 官公庁オークション銚田市ページ、ガイドライン、銚田市ホームページ(ホーム>事業者の方へ>入札・契約>公有財産売却)等を確認し、こ

れらを遵守すること。

(2) 契約締結後に鉾田市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、鉾田市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。

(3) 売却物件は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あるため、充分理解した上で入札すること。また鉾田市は契約不適合責任を負わない。

【問い合わせ先】

その他詳細、不明な点については次に照会のこと。

①公告の内容について

鉾田市 政策企画部財政課 Tel0291-36-7155

②物件の内容について

鉾田市 総務部危機管理課 Tel0291-36-7145

この公告は、鉾田市ホームページにも掲載する。 [http：//www.city.hokota.lg.jp/](http://www.city.hokota.lg.jp/)